

農地法第4条・第5条許可申請(届出)書類

必 要 書 類	部 数				備 考
	調整区域(許可)		市街化区域(届出)		
	4条	5条	4条	5条	
許可申請書(届出)	3	4	2	3	・申請人の数 +2部(許可の場合) +1部(届出の場合)
土地全部事項証明書 {法務局に申請}	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
公図の写し {法務局に申請}	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
申請地の位置及び付近の状況を表示する図面 (1/10,000～1/50,000程度:住宅地図、GoogleMap 等の写しなど)	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
平面図など {建物の建築面積(床面積のみの表記は不可)及び施設敷地(住 宅、資材置場、駐口車場等)の面積、位置及び施設物間の距離を表 示する図面(1/500～1/2,000程度。設計図による代替も可)及 び配置図}	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
申請に係る土地が一筆内の一部である場合 {内面積申請確認書(様式第5号の3)又は、申請に係る内面積の 範囲及び面積が厳密に確認できる地積測量図}	2	2			(許可申請の場合) 1部は写しでよい
資金調達を確認できる書面 {転用目的に係る事業の資金計画書(様式第5号の4) +残高証明書や通帳の写し、銀行等金融機関の融資証明書 等の転用を実施するための資金が確認できる書面}	2	2			(許可申請の場合) 1部は写しでよい
資材置場・駐車場・倉庫等の場合 {(〇〇〇)設置事業計画書}(様式第5号の5) +既存施設等の利用状況が分かる位置図(住宅地図等)及び写真 又は平面現況図}	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
建売住宅、宅地造成又は宅地分譲の場合 {宅地建物取引業者の免許証の写し+販売実績の概要(パンフ レット、転用事業者ホームページ等の既存資料)+(建売住宅の場 合)現在の相場上、資金計画書における一棟あたりの建物建築費 が妥当であることを示す理由書}	2	2			(許可申請の場合) 1部は写しでよい
法人による申請の場合 {定款若しくは寄附行為の写し(要原本証明)又は法人の登記事 項証明書(現在事項又は履歴事項全部証明書)}	2	2			(許可申請の場合) 1部は写しでよい
代替地を検討した書面(第3種農地以外の場合) {代替地検討書(様式第5号の14)+検討地を示す図面}	2	2			(許可申請の場合) 1部は写しでよい
許可を受けずに転用行為を行った土地について申請 を行う場合 {経緯及び理由を示した始末書等及び現地の写真}	2	2	1	1	(許可申請の場合) 1部は写しでよい
その他必要な書類	2	2	1	1	転用内容によって異な ります。
開発許可を受けたことを証する書面 {沖縄県による開発許可通知の写し}※1,000㎡以上 {与那原町開発指導要綱による届出の提出・受理}※500㎡以上				1	
委任状 {申請者の署名押印及び、親族が代理申請する際は戸籍 謄本の写し等が必要。行政書士は行政書士証票等確認。}	1	1	1	1	

※申請提出の際は、申請者もしくは代理提出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバー等)を確認いたします。

※土地登記簿謄本の所有者名義人と、申請人(譲渡人)が異なる場合、申請人が真正な権利者であることを確認できる書類が必要です。

- ・相続が未登記の場合においては、相続関係図、戸籍謄本および遺産分割協議書または相続放棄書。
- ・相続による共有関係を維持したまま相続人の1人が転用申請する場合は、相続関係図、戸籍謄本及び転用行為をするものが4条申請を行い、それについて他の相続人(共有者)の全員が同意する旨の文書。

※敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満の開発行為を行う場合は与那原町開発指導要綱に基づき、与那原町へ届出が必要となっています。1,000㎡以上の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要です。また、切土、盛土のみを行う場合でも与那原町切土盛土に関する指導要綱に基づき届出が必要になります。